

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 辻川 高寛  
(コード番号：3010 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 半田 高史  
(TEL:03-5822-3010)

### シンジケートローン契約及び金銭消費貸借契約の締結に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、本年10月15日付「株式交換による株式会社ミナシアの完全子会社化に関する株式交換契約の締結、主要株主である筆頭株主、主要株主、親会社及びその他の関係会社並びに子会社の異動に関するお知らせ」のとおり、株式会社ミナシア（以下「ミナシア」という。）を完全子会社化するために行う株式交換（以下「本株式交換」という。）の対価の一部である現金対価に要する資金等としてシンジケートローン（以下「本シンジケートローン」という。）契約を締結することを決議いたしました。また、本株式交換の効力発生日後、本シンジケートローンにより調達する資金の一部により、当社の親会社グループであるスターアジアグループに属するSAJP VI 3.0 LP（以下「SAJP」という。）からのミナシアの借入金を一括返済するため、当社、ミナシア、SAJPとの間で金銭消費貸借契約（以下「本金銭消費貸借契約①」という。）を締結すること及び当社の既存の借入金の借換えを目的として、SAJPとの間で2つの金銭消費貸借契約（以下「本金銭消費貸借契約②」及び「本金銭消費貸借契約③」という。「本金銭消費貸借契約①」と併せて「本金銭消費貸借契約」という。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本シンジケートローン契約

##### (1) 契約締結の目的

本株式交換の実施に当たり、当社の既存株主の保有株式に対する希薄化率を出来る限り低下させる観点から、本株式交換の対価の一部を現金対価とするための資金50億円、ミナシアの現在の株主であるSAJPからの借入金の返済資金43億円及び本シンジケートローンのエージェントフィー、本株式交換に係るコストなどの支払資金7億円を調達するため、本シンジケートローンを締結いたします。

##### (2) 概要

① 組成金額	金100億円
② 契約締結日	2024年12月25日（予定）
③ 実行日	2024年12月27日（予定）
④ 満期日	2027年12月27日（予定）
⑤ 借入金利	基準金利+スプレッド
⑥ 担保等の有無	ミナシアの普通株式への質権設定
⑦ アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行

⑧ コ・アレンジャー	株式会社三井住友銀行
⑨ 参加金融機関	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社きらぼし銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社SBI新生銀行 株式会社千葉銀行 株式会社十八親和銀行

## 2. 本金銭消費貸借契約①

ミナシアが現在の株主であるSAJPからの借入金を返済するため、本シンジケートローンにより調達する資金のうち43億円について当社を貸主、ミナシアを借主とする金銭消費貸借契約①をSAJPと締結し、ミナシアはSAJPからの借入金を返済いたします。

## 3. 本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③

### (1) 契約締結の目的

当社が当社のスポンサーグループであるスターアジアグループに属するSA0 III LLCから、2022年3月30日付「資金の借入れに関するお知らせ」及び2023年3月23日付「資金の借入れに関するお知らせ」のとおり借入れを行った総額7億円（返済期日：2025年7月1日）、並びに2024年3月25日付「社債の繰上償還及び資金の借入れとこれによる支払利息削減に関するお知らせ」のとおり借入れを行った15億円（返済期日：2027年3月31日）の借換えのための資金を調達することを目的として、本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③を締結いたします。

### (2) 概要

#### 本金銭消費貸借契約②

① 借入金額	金7億円
② 契約締結日	2024年12月27日（予定）
③ 実行日	2024年12月27日（予定）
④ 返済期日	2025年10月1日（予定）
⑤ 借入金利	基準金利+スプレッド
⑥ 担保の有無	無担保、無保証

#### 本金銭消費貸借契約③

① 借入金額	金15億円
② 契約締結日	2024年12月27日（予定）
③ 実行日	2024年12月27日（予定）
④ 返済期日	2027年6月30日（予定）
⑤ 借入金利	基準金利+スプレッド
⑥ 担保の有無	無担保、無保証

#### 4. SAJPの概要

① 名称	SAJP VI 3.0 LP	
② 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づくLPS (Exempted Limited Partnership)	
④ 業務執行組合員の概要	名称	Star Asia Partners VI Ltd.
	所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Director: マルコム・エフ・マクリーン4世、増山太郎
	事業内容	ファンドの運用及び管理
	資本金	50,000 米ドル (日本円換算額 7,746,500 円)
⑤ 国内代理人の概要	名称	スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド東京支店
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
	代表者の役職・氏名	日本における代表者 國府田 英正
	事業内容	ファンドの運用及び管理
	資本金	1 米ドル (日本円換算額 154.93 円)
⑥ 上場会社と相手先の関係	上場会社と相手先の間の出資の状況	該当事項はございません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はございません。
	上場会社と国内代理人の関係	当該国内代理人の従業員である辻川高寛及び田口洋平が当社の取締役を務めております。

(注) 1 米ドルは、2024 年 12 月 19 日の外国為替相場の仲値 154.93 円にて換算しております。

#### 5. 今後の見通し

本シンジケートローン契約及び本金銭消費貸借契約の締結による当期の業績に与える影響等につきましては当期の連結業績予想に反映されておらず、現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

#### 6. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本契約の契約相手先であるSAJPは、当社の親会社であるStar Asia Group LLCの子会社等であるため、SAJPとの本取引は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2024年7月8日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応いたします。」と示しております。

当社は、監査等委員に対して本金銭消費貸借契約の締結に関する詳細な説明資料を提供し、同資料に関する質疑応答を行った上で、当社の取締役会決議を行う対応をし、本金銭消費貸借契約に係る契約条件の公正さを担保するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するため及び利益相反を回避するために講じた措置

当社は、本金銭消費貸借契約の締結に当たっては、公正性を担保するため「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり、社内で定められた規則、手続き等に基づいて行っております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」のとおり、本取引の内容及び条件が公正である旨の意見を支配株主と利害関係のない者から入手しております。

本金銭消費貸借契約の締結に当たり、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世 氏、増山 太郎 氏、辻川 高寛 氏及び田口 洋平 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行っております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2024年12月19日時点において支配株主と利害関係のない当社の独立役員である社外取締役 松尾 剛 氏、社外取締役 諸橋 隆章 氏及び社外取締役 中村 明日香 氏から、以下の理由により本金銭消費貸借契約の締結の目的は合理的で、本金銭消費貸借契約の内容及び条件が公正かつ妥当であると認められることに加え、本金銭消費貸借契約の締結の手続きにおける公正性を確保するための措置が講じられていることにより、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものとはいえない旨の意見書を受領しております。

① 本金銭消費貸借契約の締結の目的の合理性

本金銭消費貸借契約①は、当社を貸主、ミナシアを借主とし、ミナシアがSAJPに対して有する借入金を返済する内容であり、ミナシアとの経営統合を行うのに必要であった既存借入金の返済を目的とするSAJPからミナシアへの借入金の返済を目的とするものであり、本金銭消費貸借契約①締結の目的は合理的であるといえる。

また、本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③は、本株式交換により当社の筆頭株主がSAJPになることに伴い資金支援を通じて、同社との中長期的なリレーションを強固にする意味合いもあり、SAO III LLCからの借入金について貸主をSAJPに変更するものであり、本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③の締結の目的は合理的であるといえる。

② 本金銭消費貸借契約の内容及び条件の公正性及び妥当性

本金銭消費貸借契約①の主な内容及び条件によれば、本金銭消費貸借契約①は、本金銭消費貸借契約①の締結の目的を実現するためのものであり、当社がSAJPに対して何らかの財務的な負担を課されることはない。また、本金銭消費貸借契約①の締結によって、SAJPから当社が一方的に不利益を課される事項は見当たらなかった。

また、本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③は、SAO III LLCからの借入金に係る金銭消費貸借契約の貸付条件と同等であり他の金融機関からの借入条件からも逸脱するものではなく、当社がSAJPに対して何らかの財務的な負担を課されることはない。また、本金銭消費貸借契約②及び本金銭消費貸借契約③の締結によって、SAJPから当社が一方的に不利益を課される事項は見当たらなかった。

したがって、本金銭消費貸借契約の内容は公正かつ妥当であると認められる。

③ 本金銭消費貸借契約の締結における手続きの公正

本金銭消費貸借契約の締結について、当社は、スターアジアグループの役員等を兼務する当社取締役（マルコム・エフ・マクリーン4世 氏、増山 太郎 氏、辻川 高寛 氏及び田口 洋平 氏）を除く取締役全員の承認により決議を行う予定である。

また、各監査等委員に対して本金銭消費貸借契約に関する書類で詳細な説明がなされ、また質疑応答

なども行われている。

以上の事実関係に照らせば、当社の意思決定の公正性を担保するための措置も図られているものと認められる。

以 上